

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額

後遺障害保険金

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合4%～100%

入院保険金（入院1日目から補償）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)

手術保険金

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。

①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)

(※1)以下の手術は対象となりません。創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術

(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

(入院中に受けた手術の場合)手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10(倍) (外来で受けた手術の場合)手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5(倍)

通院保険金

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院(※)された場合事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

通院保険金の額 = 通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)

(注)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。(※)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天然災害補償特約をセットした場合はお支払いの対象となります。)、頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的・他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故

携行品損害(国内外補償)

偶然な事故により携行品(※)に損害が生じた場合被害物の再調達価額(※1)を基準に算出した損害額(※2)から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度(※3)とします。

(※)「携行品」とは、被保険者(保険の対象となる方)の居住の用に供される保険証券記載の住宅(物置、車庫その他の付属建物を含み、敷地は含みません。))外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。

(※1)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。

(※2)貴金属等については超価(同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。)を基準に損害額を算出します。

(※3)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。(注)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。

◆次のものは保険の対象となりません。・携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノートパソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品・コンタクトレンズ、眼鏡・義歯、義肢その他これらに準ずる物、動物、植物、自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品・手形その他の有価証券(小切手を除きます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるかび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れまたは紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。))の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の劣化

個人賠償責任(国内外補償)

住宅(※1)の所有・使用・管理または被保険者(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。))に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。

(※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の不動産および不動産を含みます。

(※2)この特約における被保険者は、次のとおりです。①本人 ②本人の配偶者 ③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族 ④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子 ⑤本人の親権者またはその他の法定の監督義務者(ただし、本人が未成年者であって、本人に関する事故にかぎります。))なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

(注)日本国内において発生した個人賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

保険金をお支払いできない主な場合

①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任

(※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への損害賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。) ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

救済者費用(国内外補償)

保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救済者費用等の保険金額を限度(※2)とします。

①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合

②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な探索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合

③住宅(※3)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合

(※1)次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。

ア. 探索救助費用 … 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。

イ. 交通費 … 救済者(※4)の現地(※5)までの航空機等の1往復分の運賃(救済者2名分を限度とします。)

ウ. 宿泊料 … 現地および現地までの行程における救済者のホテル等の宿泊料(救済者2名分、かつ救済者1名につき14日分を限度とします。)

エ. 移送費用 … 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。

オ. 諸雑費 … 救済者の渡航手続費および救済者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)

(※2)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、契約年度ごとに保険金額を限度とします。

(※3)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。

(※4)「救済者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行った場合に現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。

(※5)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転のできないおそれがある状態での運転による事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的・他覚所見のないもの

●このパンフレットは『傷害総合保険』の概要を説明したものです。詳しい内容については、「ご契約のしおり」、「重要事項等説明書」をご覧ください。

なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

引受保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

大阪支店 法人支社

〒541-854 大阪市中央区瓦町4-1-2

TEL:06-6227-4080

取扱代理店



株式会社エム・アイ・プラン

〒552-0003 大阪府大阪市港区磯路2丁目15番1号

TEL:06-6577-2700 FAX:06-6577-3200

http://www.miplan.co.jp